

突然訪問してきて「屋根の瓦がずれている」は要注意！

～訪問販売での屋根工事・修理トラブルが約1.9倍に急増～

突然、「近くで工事をしていたら屋根瓦がずれているのが見えた」「屋根瓦が浮いて危ないので無料で点検する」等と訪問し、「すぐに直さないと雨漏りする」「風が吹いて瓦が飛んだら通行人に当たる」等と不安をあおり、工事や修理の契約を迫るトラブルが増加しており、中には判断能力が不十分な高齢者が高額な契約をしているケースもあります。

県内では4月に雹による被害もあり、また、線状降水帯の発生や台風等に伴う記録的な大雨の後には、屋根工事・修理で同様のトラブルが増加する可能性が高いことから注意喚起します。

1. 訪問販売による屋根工事・修理に関する相談件数

屋根工事・修理に関する相談のうち、「訪問販売」がきっかけとなる相談は、屋根工事・修理に関する相談の約7割で推移しており、令和6年度4～6月の3ヶ月で111件、令和5年度同時期（59件）の約1.9倍となっています（図）。

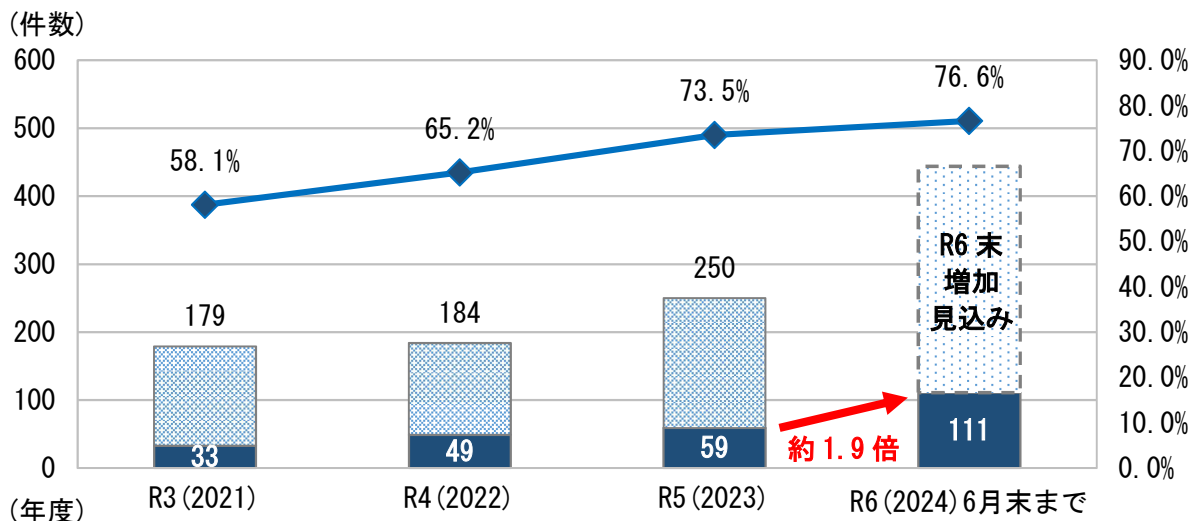


図. 屋根工事・修理に関する相談件数と訪問販売の占める割合の推移
(棒グラフの濃色は4～6月期の相談件数) 【兵庫県内消費生活センター受付】

また、令和5～6年度の相談^{*}では、契約当事者は7割以上が60歳以上で、約3割を80歳代以上が占めており、特に高齢者の被害が目立ちます。契約購入金額は約3割が50万円未満ですが、100万円以上の高額な契約に関する相談も寄せられています。また、消費生活センター等で相談を受けた時点では、約8割が既に屋根工事を契約済になっています。(詳細は別紙グラフを参照)

※令和5(2023)年4月～令和6(2024)年6月相談受付分：361件

2. 具体的な相談事例

(1) 高額な工事を契約させられた事例

近所で工事をしていると事業者が訪問。「屋根がめくれている」と屋根に上って調べてくれ、瓦がずれている写真を見せられた。当日、約 490 万円の屋根工事と約 150 万円の外壁塗装工事を契約した。(契約当事者：70 歳代、男性)

(2) 安価な修理から高額な工事をすすめられる事例

斜め向かいの家に工事に来ているという事業者から、「屋根に傷がある」「簡単に直せる」と言われ 2 千円で直した。事業者が「他にも修理する箇所がないか点検する」と言うので屋根を見てもらったところ、「傷んでいるから直した方がいい」と言われ、280 万円の工事をすすめられた。(契約当事者：80 歳代、女性)

(3) 判断能力が不十分な高齢者を狙った事例

一人暮らしで介護認定を受けている高齢の母宅で、約 80 万円の高額な屋根工事の契約書を見つけた。母に屋根工事のことを聞いたがよく覚えていない。(契約当事者：80 歳代、女性)

3. 被害にあわないためのアドバイス

(1) 突然訪問してきた事業者に安易に点検させない

事業者は言葉巧みに消費者の不安をあおり、新たな契約をとりつけようとします。安易に点検させず、インターホン越しで断りましょう。

(2) 工事をすすめられてもすぐに契約しない

いったん安価な契約をした後に、高額な契約をすすめられる場合があります。不要な契約は断る、工事が必要な場合は、必ず複数の事業者から見積りを取りましょう。また、火災保険等が適用できるかは、自身で保険会社に確認しましょう。

(3) 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができます

訪問販売で契約した場合は、工事が始まっていても、契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば、クーリング・オフ（無条件で解約）できます。また、書面の不備等があれば 8 日を経過してもクーリング・オフが可能な場合があります。

(4) 帰省時は家の様子を確認する

帰省等でお戻りの際、見慣れない見積書・契約書等の書類はないか、屋根や外壁等に工事の形跡はないか等を確認し、トラブルにあっていると気づいた場合は、できるだけ早くご相談ください。

契約する前でも契約した後でも、不安を感じたら、消費者ホットライン 局番なし 188（いやや）に相談（郵便番号等から、身近な消費生活センター等をご案内します。）

